

開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の2 (単体)

1. 概況および組織に関する事項

(1) 経営の組織 (銀行子会社等の経営管理に係る体制を含む。)	14,18
(2) 大株主の氏名、持株数、持株数の割合	69
(3) 取締役および執行役の氏名および役職名	19
(4) 会計監査人の名称	39
(5) 営業所の名称および所在地	20

2. 主要な業務の内容

3. 主要な業務に関する事項

(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	10~11
(2) 直近の3中間事業年度および2事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	
①経常収益	10
②経常利益	10
③中間(当期)純利益	10
④資本金および発行済株式総数	10
⑤純資産額	10
⑥総資産額	10
⑦預金残高	10
⑧貸出金残高	10
⑨有価証券残高	10
⑩単体自己資本比率	10
⑪配当性向	10
⑫従業員数	10

(3) 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標

〈主要な業務の状況を示す指標〉

①業務粗利益・業務粗利益率	52
②国内・国際業務別 資金運用収支、役員取引等収支、 特定取引収支、その他業務収支	52
③国内・国際業務別 資金運用勘定・資金調達 勘定の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	52~53,67
④国内・国際業務別 受取利息・支払利息の増減	54
⑤総資産経常利益率・資本経常利益率	67
⑥総資産中間純利益率・資本中間純利益率	67

〈預金に関する指標〉

①国内・国際業務別 流動性預金・定期性預金・ 譲渡性預金・その他の預金の平均残高	56
②固定金利定期預金・変動金利定期預金・ その他の区分別 定期預金の残存期間別残高	57

〈貸出金等に関する指標〉

①国内・国際業務別 手形貸付・証書貸付・当座貸越・ 割引手形の平均残高	58
②固定金利・変動金利別 貸出金の残存期間別残高	58
③担保の種類別 貸出金残高・支払承諾見返額	59~60
④使途別 貸出金残高	60
⑤業種別 貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	59
⑥中小企業等に対する貸出金残高、貸出金の総額に 占める割合	58
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別残高	60
⑧国内・国際業務別 預貸率の期末値・期中平均値	68

〈有価証券に関する指標〉

①商品有価証券の種類別 平均残高	65
②有価証券の種類別 残存期間別残高	64
③国内・国際業務別 有価証券の種類別平均残高	63
④国内・国際業務別 預証率の期末値・期中平均値	68

4. 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理体制	16~17
(2) 法令遵守体制	15
(3) 中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況	6
(4) 指定紛争解決機関の商号または名称	15

5. 直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 中間貸借対照表・中間損益計算書・ 中間株主資本等変動計算書	39~45
(2) 破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額および合計額	61
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として70ページ以降に掲載	
(4) 有価証券・金銭の信託・銀行法施行規則第13条の3 第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額 または契約価額、時価および評価損益	46~51
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	60
(6) 貸出金償却額	60
(7) 金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証明を 受けている旨	39

●銀行法施行規則第19条の3（連結）

1. 銀行および子会社等の概況に関する事項	
(1) 主要な事業の内容および組織構成	22
(2) 子会社等の名称・主たる営業所の所在地・資本金または 出資金・事業の内容・設立年月日・銀行が保有する 議決権の割合	22
2. 銀行および子会社等の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	12～13
(2) 直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度に おける主要な業務の状況を示す指標	
①経常収益	22
②経常利益	22
③親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	22
④包括利益	22
⑤純資産額	22
⑥総資産額	22
⑦連結自己資本比率	22
3. 直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書・ 中間連結株主資本等変動計算書	23～33
(2) 破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額および合計額	61
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として70ページ以降に掲載	
(4) 銀行および子法人等が2以上の異なる種類の事業を 営んでいる場合の事業の種類ごとの経常収益等	33
(5) 金融商品取引法第193条の2に基づき監査法人の監査証明を 受けている旨	23
●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条	
1. 正常債権の金額	62
2. 要管理債権の金額	62
3. 危険債権の金額	62
4. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権の金額	62